

## 二級建築士の免許の取消しについて

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり二級建築士の免許を取り消しましたので、同法同条第 3 項の規定により公告します。

### 記

1 免許の取消しをした年月日

令和 7 年 8 月 7 日

2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

| 氏名    | 建築士の別 | 登録番号                 |
|-------|-------|----------------------|
| 野村 隆太 | 二級建築士 | 愛知県知事登録第 4 0 4 9 7 号 |

3 免許の取消しの理由

建築士より建築士法第 9 条第 1 項第 1 号の規定による申請があったため。